

(参考資料2)

逗子の地域医療検討会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市における地域医療の推進に当たり、今後取り組むべき事項等について、市民と知識経験を有する者等が検討することを目的に逗子の地域医療検討会（以下「検討会」という。）を開催するため、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見交換し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 地域医療を推進するために必要な地域資源や連携等に関すること。
- (2) その他市長が必要があると認めたこと。

(メンバー)

第3条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 一般社団法人逗葉医師会から推薦された者
- (3) 一般社団法人逗葉歯科医師会から推薦された者
- (4) 一般社団法人逗葉薬剤師会から推薦された者
- (5) 公益財団法人逗葉地域医療センターから推薦された者
- (6) 横三地区訪問看護連絡協議会逗葉地区ブロックから推薦された者
- (7) 神奈川県鎌倉保健福祉事務所から推薦された者
- (8) その他市長が必要があると認めた者

2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合にはこの限りでない。

(コーディネーター)

第4条 市長は、検討会の開催に当たり、知識経験を有するコーディネーターを置くことができる。

2 コーディネーターは、検討会の進行、調整等を行う。

(協力の要請)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、資料の提出、

(参考資料2)

意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、国保健康課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。